

個人情報保護法について

2019年3月31日
NPO法人育自の魔法
山口ひとみ

2017年の個人情報保護法の改定により、会員の皆様がワークショップを開催するにあたって知り得た個人情報（住所や連絡先、写真など）を守る必要があります。また、NPO法人としても、会員の皆様の情報を守る義務があります。

以前は5000人以下のデータはそれに当てはまらなかったのですが、改定後は1人でも個人情報を持っていたら遵守する必要があります。それを守らなければ、ペナルティが課せられることがあります。ポイントは以下の通りです。

- 「個人情報保護法」は、個人情報の漏えいや不正利用から個人の権利や利益を守るため、民間の事業者が守るべき共通のルールです。
- 改正のポイントは以下の4点
 - ①「個人識別符号」の追加（規制強化）
 - ②「匿名加工情報」の新設（規制緩和）
 - ③「要配慮個人情報」の新設（規制強化）
 - ④トレーサビリティ（追跡可能性）の確保（規制強化）
- 違反した場合のペナルティとして懲役・罰金以外にも被害者への損害賠償があることに注意

情報漏洩は人為ミスが9割です。情報漏洩しないためには一人一人のちょっとした注意、自覚がそれを防ぎます。

詳細は以下の資料をご一読ください。

▼改正個人情報パンフレット（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/01kaiseikojinjohomaphlet.pdf

出典：経済産業省 個人情報保護 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/